## 第 15 号

令和6年度熊本県下水道事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和6年度熊本県下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによ る。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度熊本県下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 下水道事業費	到 3,313,153千円	△6,199千円	3,306,954千円
第1項 営業費用	3,231,912千円	△1,249千円	3,230,663千円
第2項 営業外費用	81,241千円	△4,950千円	76,291千円
(資本的収入及び支出)			

第3条 予算第4条本文括弧書中「503,049千円」を「502,485千円」に、「48,030千円」を 「85,766千円」に、「455,019千円」を「416,719千円」に改め、資本的収入及び支出の 予定額を次のとおり補正する。

(科	目	)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
				収	入	
第1款 質	資本的	収入		2,682,715千円	1,312,441千円	3,995,156千円
第1項	企	業	債	707,102千円	529,600千円	1,236,702千円
第2項	他会	計借	入金	132,027千円	470,813千円	602,840千円
第3項	補	助	金	1,335,750千円	334,292千円	1,670,042千円
第4項	負	担	金	498,975千円	△22,264千円	476,711千円
				支	出	
第1款 質	資本的	支出		3,185,764千円	1,311,877千円	4,497,641千円
第1項	建設	设改良	夏費	2,399,211千円	1,311,882千円	3,711,093千円
第2項	企業	賃償	景金	676,692千円	△5千円	676,687千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)						

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	74,795千円	△2,508千円	72,287千円
(債務負担行為)			

## 第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
情報処理関連業務		令和	7年度			1,210

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬